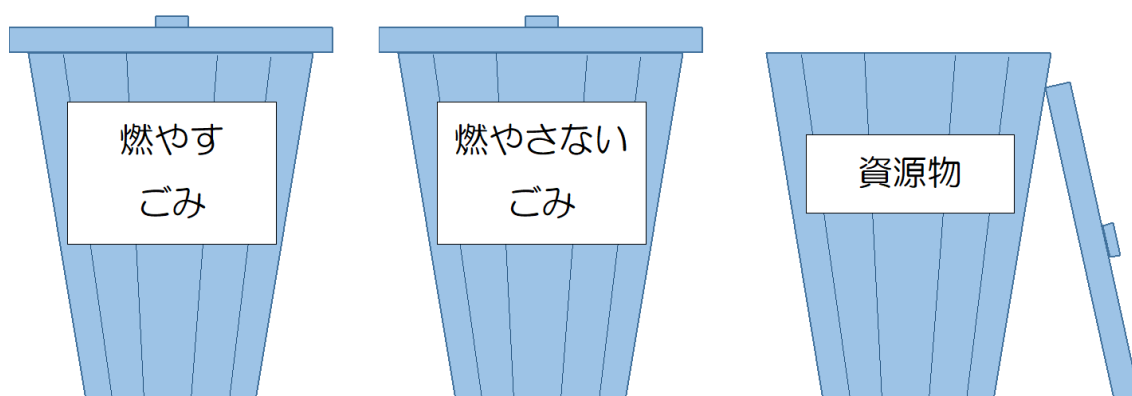


城陽市一般廃棄物処理基本計画

(概要版)



令和4年3月

城 陽 市

目 次

第1部 城陽市ごみ処理基本計画

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の基本理念等	1
	(1) 基本理念	1
	(2) 基本方針	1
	(3) 計画目標年度	1
3	ごみ処理の現状	2
	(1) ごみの種類別排出量	2
	①ごみ排出量	2
	②1人1日当たりごみ排出量	4
	③資源化量	6
4	ごみ処理計画目標設定	7
5	計画の内容	8
	(1) 市の取組	8
	(2) 市民・事業者の取組	10
	(3) 分別計画・収集運搬計画	11
	①分別計画	11
	②収集運搬計画	12
	③ごみ処理フロー	12
	(4) SDGsとの関連	13
	①SDGsの概要	13
	②SDGsとの関連	13

第2部 城陽市生活排水処理基本計画

1	計画策定の趣旨	15
	(1) 計画策定の基本的事項	15
	(2) 生活排水処理に係る理念、目標	15
	(3) 生活排水処理施設整備の基本方針	15
	(4) 生活排水の排出状況	16
	(5) 生活排水の処理主体	16
2	生活排水処理計画目標設定	17
	(1) 生活排水の処理目標	17
	(2) 生活排水の処理形態内訳	17
	(3) し尿・浄化槽汚泥処理の現況と処理計画	18
	①現況	18
	②し尿・浄化槽汚泥の排出状況	18
	③し尿・浄化槽汚泥の処理計画	18

第1部 城陽市ごみ処理基本計画

1 計画改定の趣旨

城陽市（以下「本市」という。）は、平成29年3月に中間見直しを行った「城陽市ごみ処理基本計画」が令和3年度末に終期を迎えることから、新たな城陽市ごみ処理基本計画と城陽市生活排水処理基本計画からなる「城陽市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の基本理念等

（1）基本理念

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽
“生活(くらし)輝く” 自然と調和した快適なまち
ごみの減量と資源のリサイクルを推進する
「第4次城陽市総合計画」

（2）基本方針

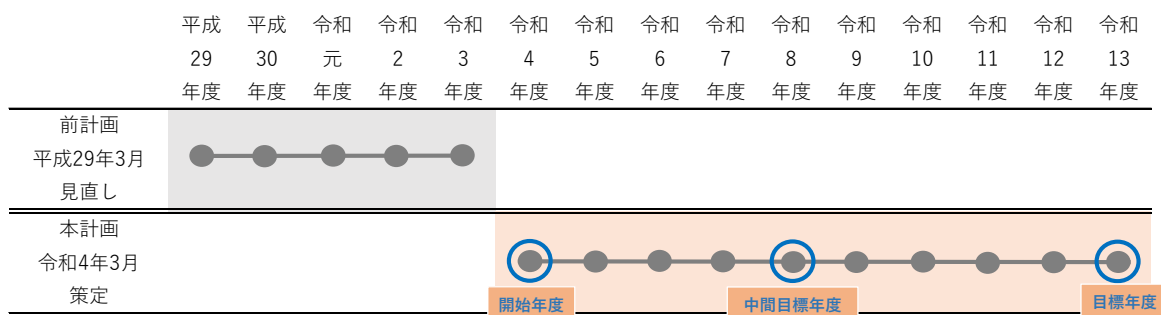
- 1 ごみの発生抑制・減量化
- 2 再利用・再資源化の推進
- 3 市民啓発の促進
- 4 環境美化の推進
- 5 市民サービス向上に向けた収集方法の改善
- 6 業務の効率化を推進

「前計画から継続」

（3）計画目標年度

平成24年5月に策定し、平成29年3月に見直しを行った城陽市ごみ処理基本計画が令和3年度末に終期を迎えます。

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とします。また、令和8年度を中間目標年度とします。



3 ごみ処理の現状

(1) ごみの種類別排出量

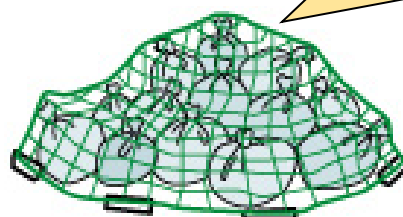
①ごみ排出量

過去5年間のごみの種類別排出量は、図表1、図表2のとおりです。全体の排出量については、横ばいの傾向にありますが、令和2年度は23,476t/年と減少しました。

図表1 ごみ排出量の推移

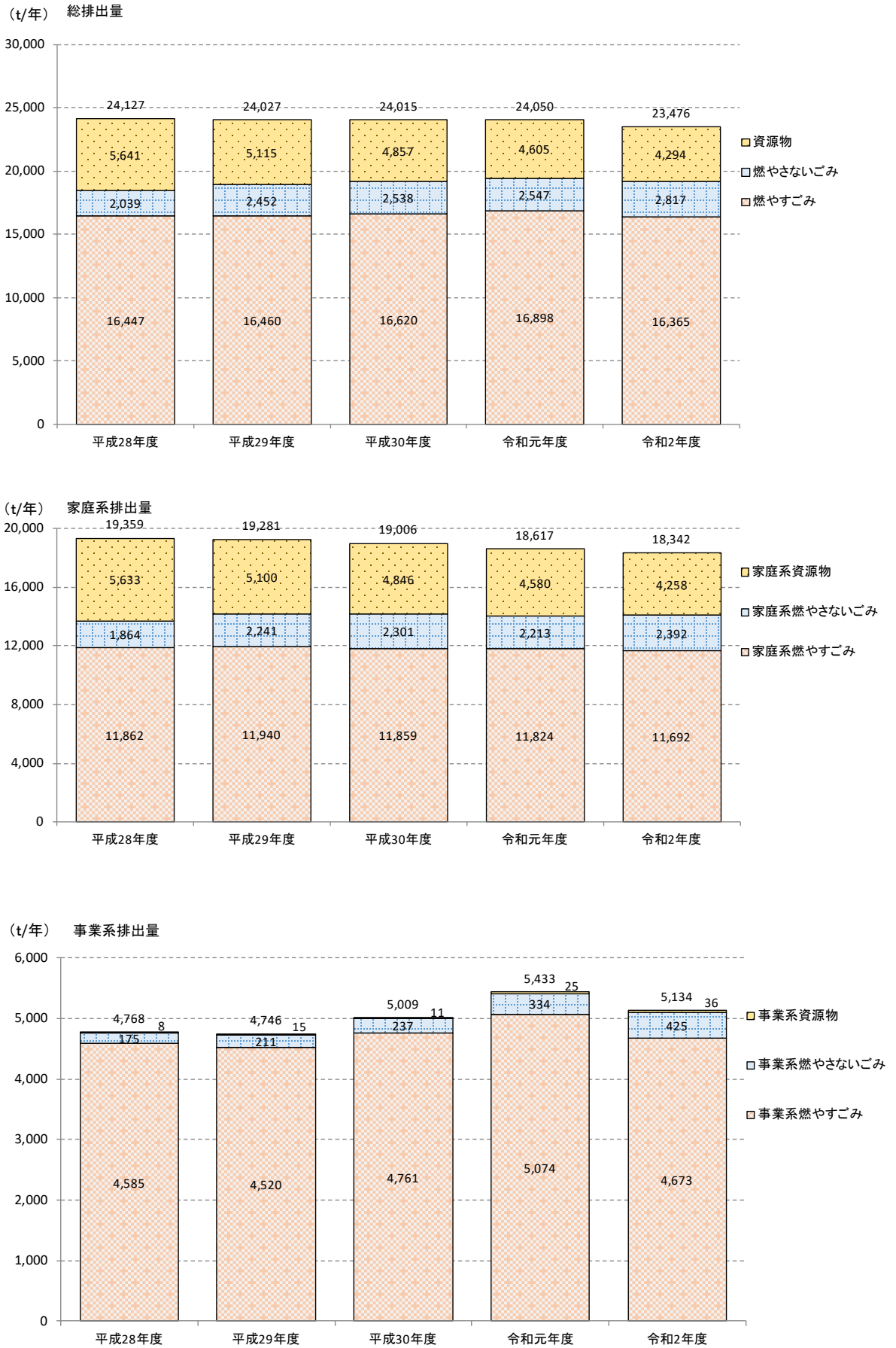
項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合計	t/年	24,127	24,027	24,015	24,050	23,476
燃やすごみ	t/年	16,447	16,460	16,620	16,898	16,365
家庭系（委託＋直営）	t/年	11,862	11,940	11,859	11,824	11,692
事業系（自己搬入）	t/年	4,585	4,520	4,761	5,074	4,673
燃やさないごみ	t/年	2,039	2,452	2,538	2,547	2,817
家庭系（委託＋直営）	t/年	1,864	2,241	2,301	2,213	2,392
燃やさないごみ	t/年	1,665	1,812	2,011	1,962	2,179
大型ごみ	t/年	109	113	131	123	113
土砂	t/年	90	316	159	128	100
事業系（自己搬入）	t/年	175	211	237	334	425
資源物	t/年	5,641	5,115	4,857	4,605	4,294
家庭系	t/年	5,633	5,100	4,846	4,580	4,258
容器包装	t/年	1,865	1,574	1,502	1,483	1,515
空カン	t/年	168	147	127	130	153
空ビン	t/年	473	450	435	410	427
ペットボトル	t/年	218	217	227	229	235
紙パック	t/年	25	25	24	24	25
プラマーク製品	t/年	981	735	689	690	675
剪定枝	t/年	99	109	93	52	76
廃乾電池	t/年	8	9	10	9	10
集団回収	t/年	3,661	3,408	3,241	3,036	2,657
事業系（剪定枝）	t/年	8	15	11	25	36

※ 前計画と同じ方法で排出量を集計しています。



猫やカラスの被害を防ぐためにネットは、
しっかりかけてください。

図表2 ごみ排出量の推移



② 1人1日当たりごみ排出量

過去5年間の種類別の排出原単位は、図表3、図表4のとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度から令和元年度までは微増傾向にありましたが、令和2年度は前年度と比べて14.5g/人・日が減少しました。

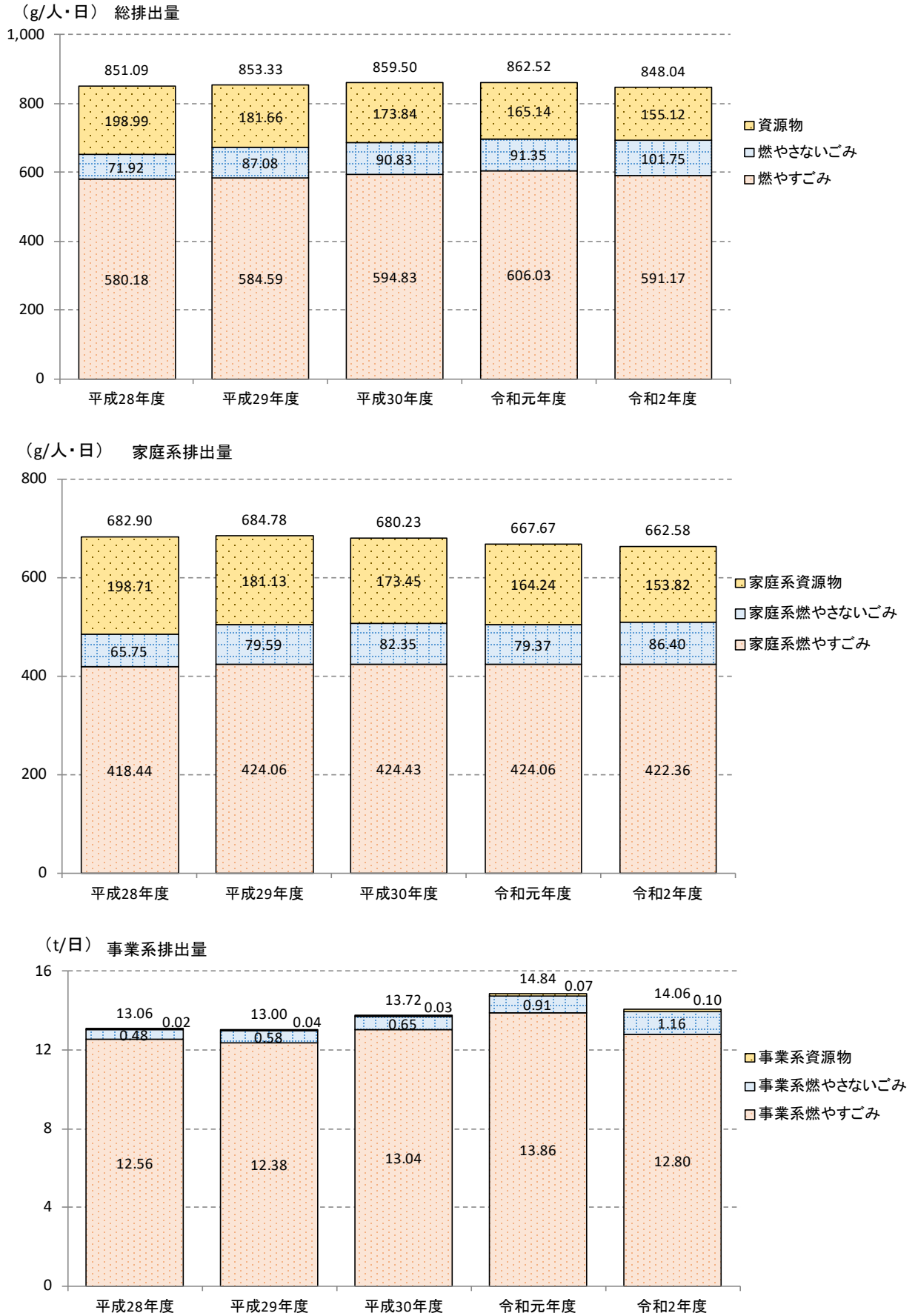
図表3 ごみ排出原単位の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口（住民基本台帳10/1時点）	人	77,667	77,140	76,550	76,183	75,842
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	851.09	853.33	859.50	862.52	848.04
燃やすごみ	g/人・日	580.18	584.59	594.83	606.03	591.17
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	418.44	424.06	424.43	424.06	422.36
事業系（自己搬入）	t/日	12.56	12.38	13.04	13.86	12.80
	g/人・日	161.74	160.53	170.40	181.97	168.81
燃やさないごみ	g/人・日	71.92	87.08	90.83	91.35	101.75
家庭系（委託＋直営）	g/人・日	65.75	79.59	82.35	79.37	86.40
燃やさないごみ	g/人・日	58.73	64.36	71.97	70.37	78.71
大型ごみ	g/人・日	3.85	4.01	4.69	4.41	4.08
土砂	g/人・日	3.17	11.22	5.69	4.59	3.61
事業系（自己搬入）	t/日	0.48	0.58	0.65	0.91	1.16
	g/人・日	6.17	7.49	8.48	11.98	15.35
資源物	g/人・日	198.99	181.66	173.84	165.14	155.12
家庭系	g/人・日	198.71	181.13	173.45	164.24	153.82
容器包装	g/人・日	65.80	55.90	53.76	53.18	54.73
空カン	g/人・日	5.93	5.22	4.55	4.66	5.53
空ビン	g/人・日	16.69	15.98	15.57	14.70	15.43
ペットボトル	g/人・日	7.69	7.71	8.12	8.21	8.49
紙パック	g/人・日	0.88	0.89	0.86	0.86	0.90
プラマーク製品	g/人・日	34.61	26.10	24.66	24.75	24.38
剪定枝	g/人・日	3.49	3.87	3.33	1.86	2.75
廃乾電池	g/人・日	0.28	0.32	0.36	0.32	0.36
集団回収	g/人・日	129.14	121.04	116.00	108.88	95.98
事業系（剪定枝）	t/日	0.02	0.04	0.03	0.07	0.10
	g/人・日	0.28	0.53	0.39	0.90	1.30

ごみ袋は「無色透明」又は、「白色半透明」を使用してください。



図表4 1人1日当たりごみ排出量の推移



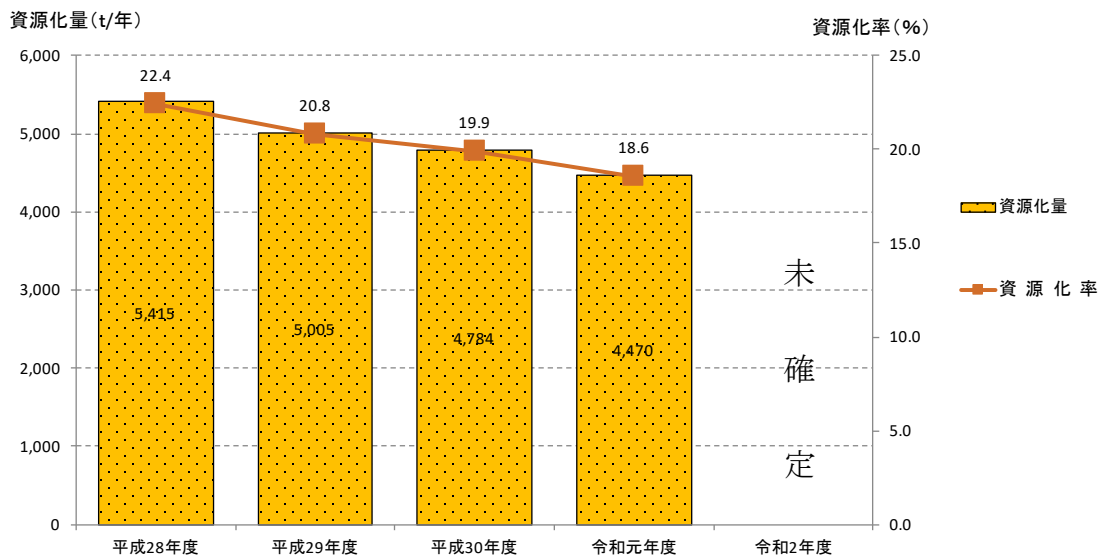
③資源化量

過去5年間でみると、資源化量は減少傾向にあります。ごみ総合計の減少割合に対し
ての資源化量の減少割合が大きいため、資源化率も減少傾向にあります。

図表5 資源化量の推移

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)	収集量 (t/年)	資源化量 (t/年)
	資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)		資源化率(%)	
合計	5,641	5,415	5,115	5,005	4,857	4,784	4,605	4,470	4,294	未確定
容器包装	1,865	1,301	1,574	1,093	1,502	1,040	1,483	1,030	1,515	1,057
空カン	168	135	147	117	127	100	130	105	153	127
空ビン	473	267	450	233	435	223	410	213	427	205
ペットボトル	218	175	217	181	227	194	229	194	235	202
紙パック	25	24	25	25	24	23	24	24	25	24
ブラマーク製品	981	700	735	537	689	500	690	494	675	499
剪定枝	107	107	124	124	104	104	77	77	112	112
廃乾電池	8	8	9	9	10	10	9	9	10	10
破碎処理後の資源物	—	138	—	164	—	182	—	96	—	未確定
選別処理後の資源物	—	200	—	207	—	207	—	222	—	未確定
集団回収	3,661	3,661	3,408	3,408	3,241	3,241	3,036	3,036	2,657	2,657
ごみ総排出	24,127	5,415	24,027	5,005	24,015	4,784	24,050	4,470	23,476	未確定

図表6 資源化量及び資源化率の推移



4 ごみ処理計画目標設定

ごみ排出量及び処理処分量の目標概要は、以下のとおりです。

目標設定につきまして、基準となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間の増加や飲食店への営業自粛・時短要請など家庭系ごみ、事業系ごみ共に近年の推移と異なりました。このため、平成29年度から令和元年度の推移を基に数値を設定しました。

城南衛生管理組合のごみ処理基本計画における平成29年度実績から令和5年度目標の6年間で家庭ごみを2.3%減少としております。本市におきましては、令和3年度から令和13年度の11年間の数値を設定するにあたり、家庭系の1人1日当たりの排出量を平成29年度から令和元年度の推移に比べて5%減少させることとしました。

また、事業系ごみにつきましては、(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの進出などによる増加(約400t)を見込んでおり、目標の数値として、増加見込量を減少させることとしました。

また、食品ロスの削減に努め、賞味期限の正しい理解や適量の購入等を進め、燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)を目標の数値として、23.0%としました。

なお、資源化物率につきましては、資源物の大半を占める集団回収の古紙類が新聞購読者の減少・書籍の電子化など紙媒体の減少や容器類の軽量化が進むと見込んでおり、減少するとしました。参考として、集団回収を控除した値で計算すると、資源化物率はわずかながら上昇します。

本計画における目標数値は、次表のとおりです

図表7 目標数値

項目	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
ごみの総排出量/年	23,493t	22,827t	21,771t
家庭系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ)	14,084t	13,146t	12,535t
1人1日当たり排出量	509g/人・日	488g/人・日	478g/人・日
事業系ごみの排出量/年 (燃やすごみ+燃やさないごみ+剪定枝)	5,134t	5,441t	5,329t
1日当たりの排出量	14.07t/日	14.91t/日	14.60t/日
燃やすごみ中の動・植物厨芥 (湿ベース)(※)	27.6%	25.3%	23.0%
資源化物率(※) ()は集団回収を控除した値	18.4% (7.9%)	18.6% (7.9%)	18.0% (8.0%)

※燃やすごみ中の動・植物厨芥(湿ベース)：城南衛生管理組合管内全体の数値に基づき算出

※資源化物率：資源物量(ステーション方式の資源物+拠点回収の資源物+剪定枝+集団回収量)

÷ごみ総排出量

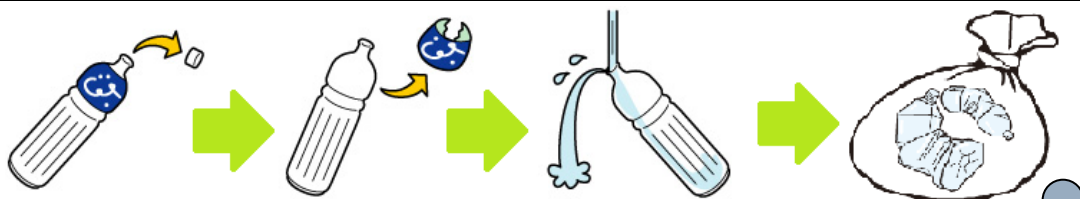
5 計画の内容

(1) 市の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市の具体的な取組は、次表のとおりです。

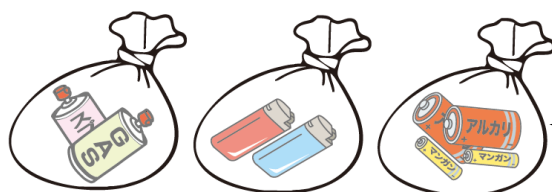
図表 8 市の取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	ごみの減量化を図る	ごみ排出時における市指定袋（無色透明又は白色半透明）を使用
		生ごみ処理機等購入費の補助事業を実施（より二酸化炭素排出量の少ないタイプへの転換を推進）
		資源物（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電含む）の分別を実施
		ごみの減量、リサイクル等に関する情報を広報紙・ホームページ等に掲載
		食品ロス削減推進のための活動（フードドライブ事業の実施、広報活動）
		資料のデジタル化の推進（印刷物の削減）
		事業系ごみをごみステーションに排出する事業所への適正な処理を指導
		事業系ごみの排出抑制（都市計画部門と連携し、新たな開発時に事業所の内容や規模を精査、食べ残しゼロ店舗推進）
		ごみの有料化に関する調査・研究
再利用・再資源化の推進	資源の分別を拡大、継続する	資源再生利用奨励金事業を実施
		魚腸骨（魚アラ）の回収を実施
		拠点回収（廃食用油、廃蛍光管、使用済小型家電）を実施
		金属等資源物持ち去り行為に対する監視パトロール（地元警察と協同）を実施
		ボトル to ボトル事業（ペットボトルの水平リサイクル事業）の実施
		使用済小型家電回収専用ボックス投入口に入らない大きさの使用済小型家電の拠点回収を検討
		小型充電電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の拠点回収を検討
		プラごみ一括回収に関する取組を城南衛生管理組合とともに研究



キャップとラベルは、外してからプラマーク製品の収集日に出してください。
ペットボトルは、軽く水洗いしてからペットボトルの収集日に出してください。

基本方針	個別施策	具体的な取組
市民啓発の促進	環境意識の周知、啓発を強化する	ごみの減量、リサイクル等の啓発（広報車による広報）
		ごみの分別、排出方法の啓発の強化（イベントでの講座、パンフレットやホームページ更新、スマートフォンアプリ提供等）
		資源化物率向上を図るための排出方法の周知
		イベントへの出展（JOYO 産業まつりへの出展）
		まちづくり出前講座における講義内容の充実
		児童への環境教育実施（小学生を対象に収集車の構造やごみの分別説明等）
環境美化の推進	地域美化の実行、支援を進める	クリーン活動の支援（クリーン活動に伴うごみ回収、回収ごみの総量や組成を住民へ公開）
		海洋プラスチックごみ問題の情報提供
		ごみ散乱防止ネット等の補助事業を実施
		ごみステーションの場所、状況等のデータ化推進
		ごみステーションへの不法投棄に関する監視強化
		ごみのポイ捨て禁止条例の調査・制定
市民サービス向上に向けた収集方法の改善	ごみ収集運搬方法の改善に取り組む	スプレー缶・カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池の分別収集（収集車両火災の防止）
		収集の2地区制（西部地区、東部地区）の実施
		家庭ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布
		多言語（英語、中国語、ベトナム語）版家庭ごみ収集カレンダー、分別表、分別動画の作成及び配布
		家庭ごみ分別辞典の配布検討及びホームページ掲載品目の充実
		SNS を活用した情報発信
		福祉部門と連携し、高齢等により排出することが困難な人への戸別収集等の調査・実施
業務の効率化の推進	効率的な業務運営を実行する	処理施設の計画的更新（城南衛生管理組合による処理施設の計画的更新）
		ごみ処理行政上の課題等の国要望（全国都市清掃会議を通じて要望）
		一般廃棄物処理業制度の適切な運用
		各種収集業務の委託化推進
		意思伝達や情報共有のための委託業者との連絡会議の開催
		感染症の蔓延や災害時等有事の際にもごみ収集を継続できる体制の確保
		災害時廃棄物処理に関する体制の確保



スプレー缶・カセットボンベ、使い捨てライター、廃乾電池は、それぞれ別の袋に入れてください。

(2) 市民・事業者の取組

ごみ減量化・再資源化の促進に向け、基本方針を効果的に推進するための市民、事業者の具体的な取組は、次表のとおりです。



図表 9 市民の取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	家庭系ごみの減量に努める	ごみは無色透明又は白色半透明の袋に入れる
		生ごみの排出時の水切りの徹底
		生ごみ処理機等を活用した減量
		買い物時におけるマイバッグの活用
		マイボトルの利用
		簡易包装やプラスチック包装の少ないものを選ぶ
		使い捨て品の使用抑制、詰め替え商品や再生品の使用推進
		食品ロス削減を推進（見やすい冷蔵庫による在庫確認、食品ロスの少ない買い物や料理の励行、フードドライブへの協力）
再利用・再資源化の推進	資源の分別を徹底する	ごみ排出時の分別を徹底する
		拠点回収（使用済小型家電、廃食用油、廃蛍光管）の利用を推進する
		地域の自治会や子ども会等が実施する集団回収への協力
		民間回収の活用（店頭回収等）
環境美化の推進	地域の美化に取り組む	ごみネット等の活用による動物対策、風対策
		ごみの排出時間を守る
		ごみステーションの日常管理を徹底する
		クリーン活動に積極的に参加する

図表 10 事業者の取組

基本方針	個別施策	具体的な取組
ごみの発生抑制・減量化	事業系ごみの適正処理に努める	買い物へのマイバッグ、マイバスケット持参を推進する
		簡易包装を推進する
		食品ロスの少ない販売方法、製造方法を行う
		食べ残しゼロの推進、持ち帰り容器の活用
		食べ残し削減の啓発を行う
		使い捨てプラスチック製品の使用抑制
		適正排出に向けた取組の実施
		資料のデジタル化の推進や両面印刷による印刷物の削減
再利用・再資源化の推進	資源の有効活用を図る	事業所から排出される資源物の分別を徹底する
		魚腸骨（魚アラ）の分別回収に努める
環境美化の推進	地域の美化運動に参加する	地域のクリーン活動に参加する

(3) 分別計画・収集運搬計画

①分別計画

図表 11 分別区分、収集運搬（家庭系ごみ）

分別区分		収集主体	収集運搬体制	排出方法	収集回数		
燃やすごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明又は白色半透明の袋に入れて排出	週2回		
		許可業者	—	—	—		
燃やさないごみ		委託業者	ステーション方式	無色透明又は白色半透明の袋に入れて排出	月2回		
		許可業者	—	—	—		
スプレー缶・カセットボンベ		委託業者	ステーション方式	無色透明又は白色半透明の袋に入れて排出 (紙パックは開いて乾燥させ、ひもで縛る)	月2回		
使い捨てライター		委託業者			月2回		
資源物	プラマーク製品	委託業者			週1回		
	空カン	委託業者			隔週		
	空ビン	委託業者			隔週		
	ペットボトル	委託業者			月2回		
	紙パック	委託業者			月2回		
	廃乾電池	委託業者			月2回		
	廃食用油	委託業者			拠点回収（定期）	容器・ペットボトルに入れて専用回収ボックスへ投入	月1回
		城陽市			拠点回収（常設）	専用回収ボックスへ投入	随時
	廃蛍光管	委託業者	拠点回収（定期）	専用回収ボックスへ投入	月1回		
使用済小型家電	城陽市	拠点回収（常設）	専用回収ボックスへ投入	随時			
集団回収		実施団体が契約する業者	—	—	—		
大型ごみ（予約制）		委託業者	戸別回収	屋外へ排出	週3回		

図表 12 分別区分、収集運搬（事業系ごみ）

分別区分		収集主体	収集運搬体制	排出方法	収集回数
燃やすごみ		許可業者	—	—	—
燃やさないごみ（一般廃棄物に限る）		許可業者	—	—	—
資源物	剪定枝	許可業者	—	—	—
	魚腸骨（魚アラ）	指定業者	—	—	—

②収集運搬計画

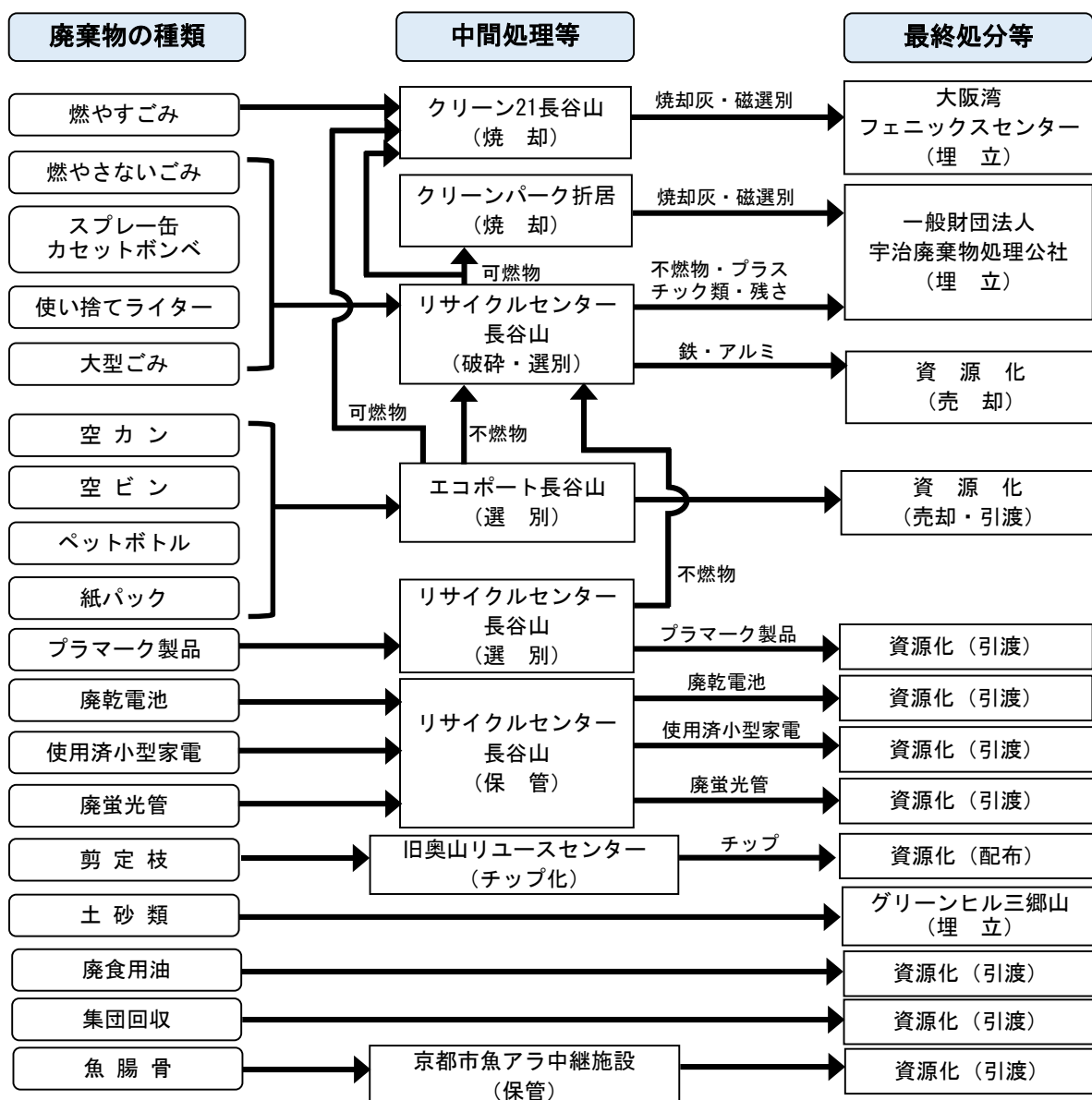
家庭系ごみの収集運搬については、民間業者への委託により、経費の削減と業務の効率化を図っており、今後も委託化を推進します。また、事業系ごみについては、事業者が自己の責任において適正に行うことを基本としています。収集区域は、本市全域とします。

③ごみ処理フロー

本市の一般廃棄物の中間処理は、本市を含む宇治市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町の3市3町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）である「城南衛生管理組合」が行っています。

最終処分（埋立処分）については、城南衛生管理組合又は「大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）」、「一般財団法人宇治廃棄物処理公社」で行っています。

図表 13 本市のごみ処理フロー



(4) SDGsとの関連

①SDGsの概要

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②SDGsとの関連

SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置付けている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

一般廃棄物処理基本計画作成において、SDGsの169のターゲットに関連深いものを以下に示します。

- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 12.2 2030年までに、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

○目標設定について

本計画では、ごみ発生量の削減や資源化率の向上を目標数値として定めています。これは、ターゲット 12.2 や 12.5 の達成目標とすることができます。

○食品ロス削減推進

食品ロス削減についての新たな取組を追加します。これは、ターゲット 12.3 の食品ロス減少に必要となります。現状では、本市の食品廃棄物に関する数値データは存在しないため、推進体制の整備や広報活動等の施策・取組に重点を置きます。



○新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に関しては、我が国において令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、経済活動の自粛等が求められました。廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。これは、ターゲット 11.6 の都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減するために必要となります。

○海洋プラスチックごみ問題への対応

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに海洋に蓄積する全プラスチック廃棄物の総重量が、海域に生息する魚類の全重量の推定値を上回るという試算が報告されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。こうした問題の解決に向けて、廃プラスチックの排出抑制や再資源化、適正処理に取り組みます。これは、ターゲット 14.1 の海洋汚染の防止に貢献できます。

○本計画目標達成の効果

本計画の目標達成を目指し、循環型社会を形成することで、焼却量や最終処分量の抑制を図ることができます。これは、温室効果ガス排出量の削減につながり、気候変動対策となり、“13. 気候変動に具体的な対策を”に寄与します。また、適正なごみ処理が持続されることにより、海域や陸域への不適切な投棄が抑制されることで環境が保全され、生物多様性損失の阻止を図ることができ、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさも守ろう”にも寄与します。

今回の計画を進めることにより、“11. 住み続けられるまちづくりを”、“12. つくる責任 つかう責任”、“13. 気候変動に具体的な対策を”、“14. 海の豊かさを守ろう”、“15. 陸の豊かさも守ろう”といったSDGsの目標の達成を目指します。

第2部 城陽市生活排水処理基本計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の基本的事項

市内における生活排水処理状況は、社会経済情勢等の影響から、行政区域内人口は減少傾向を示しており、生活排水処理形態別人口は、下水道の普及により、生活雑排水処理を含む水洗化人口が増加している一方、単独処理浄化槽及びくみ取り人口等、生活雑排水未処理人口の減少が顕著となっています。なお、行政区域内人口の減少と下水道事業進捗の影響を受け、管内のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は大きく減少しています。

このような状況から、現状に即した排出量を予測することで、より一層安心安全で効率的な適正処理を推進するために、生活排水処理基本計画を策定するものです。

(2) 生活排水処理に係る理念、目標

過去から、生活排水による河川等の水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性が認識されるようになっていました。このため、生活排水を適切に処理することが重要となっており、生活排水による水質汚濁防止対策の必要性等について啓発を行うとともに、排出抑制の効果的な方法等について広報活動等も必要です。

生活排水対策の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、水辺の自然景観は憩いの場となり、生活環境を守るうえで大切なものであることから、まちづくりにとって重要であるといえます。

(3) 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道（流域下水道含む。以下同じ。）の整備促進を図ることです。

本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了していますが、下水道使用者の増加のため、事業を計画的に推進します。

併せて、事業計画区域外の生活排水処理について、検討を進める必要があります。



(4) 生活排水の排出状況

市内の生活排水処理人口は、次表のとおりです。

図表 14 生活排水処理人口の実績

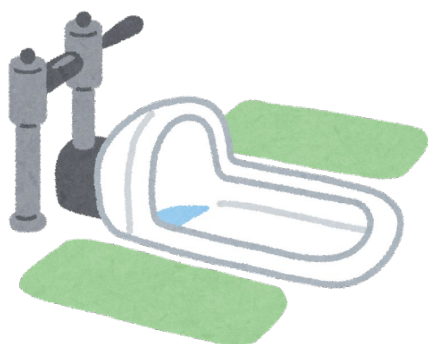
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
計画処理区域内人口(人)	77,980	77,452	76,825	76,340	75,880
非水洗化人口(人)	1,883	1,716	1,545	1,408	1,306
くみ取り人口(人)	1,878	1,714	1,545	1,408	1,306
自家処理人口(人)	5	2	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	72,671	72,650	72,201	71,899	71,828
公共下水道人口(人)	0	0	0	0	0
流域下水道人口(人)	70,960	70,970	71,031	70,751	70,741
コミュニティプラント人口(人)	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,711	1,680	1,170	1,148	1,087
単独処理浄化槽人口(人)	3,426	3,086	3,079	3,033	2,746
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0

(5) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

図表 15 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
し尿関係施設	し尿及び生活雑排水	城南衛生管理組合
公共下水道	し尿及び生活雑排水	－(市町村処理)
流域下水道		京都府
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等



2 生活排水処理計画目標設定

(1) 生活排水の処理目標

生活排水の処理目標や人口の内訳は、次表のとおりです。「城陽市下水道事業ビジョン」(令和3年3月)において下水道接続率が平成30年度の93.2%から令和11年度で97.5%に上昇することを目標としております。城陽市生活排水処理基本計画でもこの数値を目標値としております。

図表 16 生活排水処理の目標

項目	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
生活排水処理率(%)	94.7	97.5

図表 17 生活排水処理人口の内訳

項目	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
水洗化・生活排水処理人口(人)	71,828	70,333

※各年度4月1日時点

(2) 生活排水の処理形態内訳

基準年度である令和2年度では94.7%であり、目標値は生活排水処理率97.5%を目指すこととします。

図表 18 生活排水の処理形態別内訳

項目	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
行政区域内人口(人)	75,880	72,136
計画処理区域内人口(人)	75,880	72,136
非水洗化人口(人)	1,306	581
くみ取り人口(人)	1,306	581
自家処理人口(人)	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	71,828	70,333
公共下水道人口(人)	0	0
流域下水道人口(人)	70,741	69,269
コミュニティプラント人口(人)	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	1,087	1,064
単独処理浄化槽人口(人)	2,746	1,222
計画処理区域外人口(人)	0	0

※各年度4月1日時点

(3) し尿・浄化槽汚泥処理の現況と処理計画

①現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、城南衛生管理組合で対応しています。

城南衛生管理組合のし尿処理施設（クリーンピア沢）にて前処理及び希釈のうえ全量を公共下水道に投入し、京都府が管理する下水道処理施設（洛南浄化センター）で処理しています。

②し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は下水道の普及及び浄化槽の設置により減少しています。近年の排出量は、次表のとおりです。

図表 19 し尿・浄化槽汚泥の排出量

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
し尿 (kℓ)	2,710	2,566	2,394	2,312	2,217
浄化槽汚泥 (kℓ)	3,159	3,261	2,877	3,035	2,817
合計 (kℓ)	5,869	5,827	5,271	5,347	5,034

③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬につきましては、城南衛生管理組合が実施しており、図表 20 のとおり、現在の形態を継続します。

クリーンピア沢に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥に含まれるし渣を除去した後、井水にて希釈し、公共下水道へ排出するものとします。また、し渣については一般廃棄物焼却施設で焼却するものとします。焼却処理されたし渣の残渣は大阪湾フェニックスセンターで最終処分するものとします。

し尿・浄化槽汚泥の処理計画は、図表 21 のとおりです。

図表 20 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画

		処理主体 (収集主体)	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事業所	概ね 20 日に 1 回
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に 伴う要請があった場合	随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、 市長が災害を認定した場合	随時
浄化槽汚泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽層設置区域	—

図表 21 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 13 年度)
し尿 (kℓ)	2,217	911
浄化槽汚泥 (kℓ)	2,817	1,685
合計 (kℓ)	5,034	2,596

令和4年(2022年)3月

城陽市 市民環境部 環境課 発行

〒610-0121 京都府城陽市寺田南堤下1番地
城陽市衛生センター

T e l 0774-53-1400

F a x 0774-53-1402

M a i l eiseicenter@city.joyo.lg.jp